

特定サービス産業実態調査の目的・役割について

1. 役割・目的

「特定サービス産業実態調査」の役割・目的は、行政施策上の基礎資料あるいは業種関係各位の経営上の参考資料等として当該業種の活動の実態と事業経営の現状を明らかにするため、「我が国サービス産業の産業構造（サービス産業の事業活動の実態）に係る統計事実を提供すること」である。これは、調査を開始した昭和48年以降、現在においても全く変わらないもの。

- サービス産業の事業活動の実態等を捉え、その統計データの提供を行う我が国で最初の統計調査として創設され、サービス業統計整備の先駆的な位置付けをもって指定統計としての指定を受けている。
- 具体的な制度設計の考え方は以下のとおり。
 - ・ サービス産業は製造業等と比較して、主業以外（副業）として事業活動を行っている場合も多く、従来の主業格付けによる母集団情報では当該産業の構造把握が困難との観点から、業界団体名簿を中心とした母集団情報での捕捉を行うこととした。
 - ・ また、我が国唯一のサービス産業の構造統計として創設されたため、我が国でサービス産業の地域表章を行う唯一の統計であった。
 - ・ サービス産業の構造統計調査としては、地域表章（都道府県や市区町村ごとの集計）を可能とする必要があったため、悉皆調査を実施することとなった。そのため調査対象数が多く、予算や実施体制などのリソースの制約があり、当省所管業種において一部の調査対象業種を周期的に変更するなど最も効果的に統計事実を提供できるよう工夫を行っていた。
 - ・ 最近では、可能な限り幅広いニーズに向けた統計事実の提供が可能となるよう、サービス産業の変化と行政若しくは社会的ニーズの変化に対応するため、調査リソースの強化を図りつつ、調査対象業種の拡充、調査手法の見直しなどを行ってきた。

<現行における具体的な役割>

①行政施策のための基礎資料を提供すること

昨年、産業活力再生特別措置法が改正され、サービス産業の中で特に生産性向上が必要な産業については、事業分野別指針を策定することとされているが、指針を策定すべき産業の選定や指針策定のための基礎資料を提供する。

また、経済成長戦略大綱では、重点サービス6分野（健康・福祉、育児支援、観光・集客、コンテンツ、ビジネス支援、流通・物流）について重点的に政策を講じ、2015年までに70兆円の市場規模拡大を目指すこととされているが、当該政策を立案・評価するための基礎資料を提供する。

②企業経営のための参考資料を提供すること

特定サービス産業についての産業構造を把握し、調査対象となる特定サービス産業に属する企業や業界団体に対して、市場の把握や経営戦略策定など経営の参考資料を提供する。

③研究者の研究用資料を提供すること

特定サービス産業について産業構造を把握し、大学の研究者等に研究用資料を提供する。

2. 位置付け

本調査は我が国におけるサービス産業に係る産業特性（＝産業構造）に係る統計事実を提供する統計調査としての位置付けを有するものであり、本調査に課せられた役割が変わらない限り、今後もサービス産業の変化に対応した制度設計を行っていくこととする。

3. 平成23年経済センサス（仮称）を起点とした今後の在り方について

今般の政府全体におけるサービス産業の統計整備に向けた取組状況については、サービス産業のGDPや就業者数が約7割を占めると言われる中で、基本計画の策定、経済センサスの実施、サービス産業動向調査の新設など大きな動きがあるものと認識している。

当省としては、サービス産業の実態を把握するためには、特定サービス産業実態調査における調査項目は引き続き毎年調査していくことが必要であると考えている。そのため、平成23年経済センサス（仮称）においては、特定サービス産業実態調査で把握している調査項目を盛り込む方向で検討することとしたい。その際、平成23年経済センサス（仮称）の実施について、効率的な調査方法を検討することとする。

また、本調査の平成23年以降の調査の在り方については、平成23年経済センサス（仮称）の結果としてサービス産業の構造統計調査に耐えうる正確な母集団名簿が構築可能であることから、標本調査や裾切り調査の導入等を視野に入れた毎年の調査を念頭におき、サービス産業の統計調査の在り方について引き続き検討していきたい。

<経済センサスとの関係>

- 平成23年経済センサス（仮称）の実施以降については、その結果として我が国全体の産業構造を把握できること、主業に限らず副業についても把握できるようになるであろうこと等、統計調査に関する環境が変化するものと思料。
- そのため、現行の特定サービス産業実態調査のスキームを基本としながら、新たなサービス産業の構造統計調査の実施、その中での標本調査や裾切り調査の導入、アクティビティ調査の可否等について検討していきたい。

<参考:1>

サービス産業に係る統計ニーズの変化へのこれまでの対応について

1. 創設当初、高度成長期におけるいわゆる「知識集約型産業」を中核とした産業政策を展開する中、各種サービス業の実態に関する基本的、かつ総合的な統計調査が最も立ち後れていたことから、業種の実態を網羅的に把握するための最初の、かつ、唯一の統計調査として実施し、業種別、地域別に多くの新しい統計事実を把握することにより、上記産業政策を始めとした行政施策上の基礎情報、あるいは業界各位の経営上の参考情報を提供した。
2. その後、サービス産業の変化とともに、新たな業種もしくは事業活動に関する多くの統計事実に対する様々なニーズが生じたが、本調査はこれに対応すべく、捕捉内容の見直し、調査対象業種の追加、調査手法の見直し、母集団情報の変更などを行い、適宜、新たなサービス産業に係る統計事実の把握に努めてきた。

(主な対応事例)

- サービス業の業態の多様化を踏まえ、余暇関連産業や環境関連産業、クレジットカード業を始めとした消費取引関連産業等について順次調査対象に加え、調査を実施。
 - GDPに占める三次産業のウェイトの増大傾向に対応し、時々々の行政上の必要性及び緊急性等を踏まえた調査業種の選定・追加が可能となるよう、ローテーション業種の創設や調査対象業種区分の見直しと調査対象業種全体の3年ローテーション化等による時系列情報の確保等適宜調査方法の変更を行い、より多くのサービス業の実態把握を行った。
 - 従来からサービス業の業態を的確に捉える観点から主業による格付け情報に依らず、該当する業態に係る事業活動を行っている事業者の全てを対象としてきた。その際、母集団情報は該当業種の業界団体が捕捉する会員事業者名簿を活用してきたが、業界団体への加盟事業者の減少等母集団情報の劣化が進展し、的確な対象把握が困難となっている状況に鑑み、平成18年からこれへの対応策として母集団情報を事業所・企業統計調査による主業格付け情報に切り替えることとし、これに伴う形で調査対象業種レベルを統一した。また、SNA関連統計体系の整備等に資する観点から時系列情報の向上を図るため、調査周期を毎年化した。
3. 現在、サービス産業はGDPベースで約7割、就業者ベースで約3分の2のウェイトを占める一方で、当該産業の統計整備が遅れていると各方面から指摘を受けているところ。具体的には、企業の経営参考資料の不足、有識者の研究資料の不足、GDPの推計精度の問題、行政施策上の基礎資料の不備等に繋がっており、こうした状況の改善が必要との指摘を受けている。
 4. 政府内においても、平成15年の「統計行政の新たな展開方向」や平成17年の内閣府経済社会統計整備推進委員会でもサービス統計の整備の必要性が指摘されており、さらに平成18年には経済成長戦略大綱や骨太の方針 2006 においては、「サービス産業の抜本的拡充」を図ることが求められている。加えて、平成19年に改正された産業活力再生特別措置法(平成11年法律第131号)の国会審議において、サービス産業の個別産業毎に生産性向上を図るため、事業分野別指針を策定することとされ、当該指針策定の基礎資料として統計が未整備な業種について

実態把握が必要であり、早急に統計整備を行うべきと指摘されているところ。また、サービス産業はその取り巻く社会経済情勢(情報化、国際化、人材の流動化等)により絶えず大きく変動しているため、個別業種ごとにその産業特性・課題等は大きく異なっており、その業種特性に的確に対応した統計の整備・提供が、行政のみならず学会や産業界等各方面から期待されていると認識している。

5. このような状況の中、業種ごとの特性を含めた産業構造を把握する特定サービス産業実態調査は、サービス産業のより網羅的で詳細な構造把握を目指す統計整備に大きく貢献できると考えており、平成20年、21年についても経済産業省所管の産業を中心として調査対象業種を拡充するとともに、産業構造をよりの確に把握するという観点からの調査項目の変更を行い、引き続きサービス統計の拡充に貢献してまいりたい。

<参考2>

主要改正内容とその時期、改正等の背景

昭和48年創設～

- 昭和48年:特定サービス産業実態調査の創設(当初は「特定サービス業実態調査」)。

(物品質貸業、情報サービス業、広告業、デザイン業、コンサルタント業の5業種を調査)

創設時の昭和48年頃は第一次オイルショックの起こりであり、産業構造の大変革のさなかであった。高度成長期におけるいわゆる「知識集約型産業」を中核とした産業政策を展開する中、昭和48年統計審議会答申では「我が国サービス産業のうち、知識集約的な専門サービスを中心とする業種について、そのサービス活動の実態と事業経営の現状を明らかにするもの。」との位置付け。

なお、名称には「特定サービス業」とされており、日本標準産業分類大分類Lーサービス業の業種から特定の調査対象業種を選定したに基づいている。

～昭和50年代前半

- 昭和51年:「毎年継続して調査すべき業種(基本業種)」「ローテーション業種」に区分して実施。

「サービス業における業態の多様化に鑑み、調査対象業種が一部の業種に偏らないよう配慮することが望ましい。」との審議会の指摘から、余暇関連産業(映画館、ゴルフ場)、環境関連産業(環境計量証明業)を実施。

- 昭和54年:「毎年継続して調査すべき業種(基本業種)」「ローテーション業種」に「新規対象業種」の区分を追加して実施(この年から「特定サービス産業実態調査」へ名称変更)。

昭和54年に第三次産業の経済に占めるウェイトの増大傾向に鑑み、調査業種の拡充を図る意図のもとに計画を見直し、統計審議会答申を得、これまでの「Lーサービス業」の調査範囲を拡大、新規対象業種の区分を設け、時々々の行政上の必要性及び緊急性等を踏まえた調査業種の選定・追加は可能となった。

なお、この年から調査名称が変更され「特定サービス産業」とされた。これは新たに日本標準産業分類大分類Lーサービス業の範囲を超える業種(クレジットカード業・トレーディングスタンプ業)から調査対象業種を選定したことから、従来の枠以上の分野のうち特定の業種を選定したこと表現する必要が生じたためである。

～昭和60年代

「統計行政の中長期構想」がとりまとめられ、この中で特定サービス産業実態調査は特定分野別の深度の高い統計調査として行政ニーズを中心に業種を選定して実施。なお、昭和62年から「特定サービス産業動態統計調査」を開始した。

平成3年～(ローテーション導入)

- これまで1年当たり5～6業種から10業種程度へ調査規模を拡大。

平成2年度概算要求において翌年度予算の充実を図り、平成3年調査から毎年10業種程度を調査する新たな中期的調査計画(毎年調査業種、ローテーション業種、新規調査業種)を策定し、以降、平成7年の「統計行政の新中長期構想について」の答申に沿って、消費者向けサービスの業種拡充を図りつつ、平成11年まで3年ローテーションを3巡実施した。

平成12年～平成17年期(カテゴリー別3年周期化)

- 平成12年以降は新たに全調査業種を3年ローテーション業種として実施。(統計審議会「諮問第263号の答申」)

新たな調査計画として全調査業種を3年ローテーション業種とし、1年目をビジネス支援サービス業種、2年目を娯楽関連サービス業種、3年目を教養・生活関連業種を調査(ただし、物品賃貸業、情報サービスの2業種は毎年調査)することとし、平成17年調査までに2巡実施した。

平成18年～平成21年期

- 平成18年調査から調査の毎年化、母集団情報の変更、主業調査化など大幅な制度改正を実施。(統計審議会「諮問第309号の答申」)
- 調査対象業種についても平成21年までに経済産業省所管業種を中心に28業種まで拡大することを予定。

母集団情報の劣化、政府全体におけるサービス産業に係る統計データの整備・拡充の要請、行政ニーズの変化を背景として、母集団名簿の(事業所・企業統計への)変更とこれに伴い事業活動ベースから主業ベースへ、また、把握業種の分類レベルについては日本標準産業分類小分類レベルへの統一化を図るとともに、時系列比較の向上の観点から調査を毎年化することを柱とした大幅な改正をおこなった。

調査対象業種の範囲については、産業活力再生特別措置法における個別産業毎の事業別分野指針の策定に向けた基礎データの提供や経済成長戦略大綱における重点6分野等に係る施策展開のための基礎資料の提供等サービス産業を幅広く捉えた構造統計の整備が喫緊の課題であることを踏まえ、予算等の調査資源の制約はあるものの、その中で最大限拡充していくこととし、下記の観点から選定した28業種について平成21年までに拡充することとし、平成18年調査は7業種について実施し、19年調査では4業種について拡充し、20年調査では更に10業種を拡充する計画となっている。

- ①主として経済産業省が所管している産業であること。
- ②日本標準産業分類小分類の産業であること。

